

ひと・とき・みずの流れるまちづくり

# しもかいどう 下街道

(区画整理だより)

発行 平成 21 年 2 月 (第 5 号)

発行：新富士駅南地区整備室  
富士市柳島 82 番地の 9  
Tel 0545 - 65 - 7680

## 臨時の発行について



晩冬の候、地権者の皆様・関係者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本事業に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今回の「下街道第 5 号」は、実際に権利者の方からありました本事業に対する疑問点について、お知らせしたいことがあるために、臨時に発行することとなりました。施行者として少しでも皆様のご質問等に対して、ご説明していきたいと思っております。

## **重要！** 住宅の建替え等をお考えの皆様へ

これまで本土地区画整理事業施行地区内において、事業の性格上、住宅の建替えや大規模なリフォーム等の工事は控えていただくようお願いしてきました。しかし、築年数がかなり経て耐震上不安な住宅につきましては、当室としても建替えを含めご相談に乗らせてもらい、できるだけご要望にお応えできるよう現在検討しております。住宅の耐震性などで、早急な処置や建替えをご検討されている方は、一定の条件(耐震診断を受けていただく等)を満たしているものであれば建替えや補修等ができる場合もありますので、当室までまずはご連絡・ご相談して下さるようお願いいたします。

## 清算金のお支払い時期等について

清算金のお支払い時期並びに相続(特に分筆が伴うもの)について、権利者の皆様からご質問やご相談がありましたので、ご説明したいと思います。

清算金とは・・・換地計画において、従前の土地に対して、換地計算上、当然交付されるべき換地の価額と、実際に交付した換地の価額とに差がある場合に、その差額を金銭により徴収・交付して清算するものです。

## 清算金のお支払い時期について

清算金については、土地区画整理事業施行地区内の権利者の皆様の事業による利益を公平にするためのお金となります。そのため、各権利者の方の移転の年度ごとでは景気や物価の変動等により公平性を保つことが困難になりますので、全ての権利者の皆様に対して、同じ基準を用いて清算金を算出する必要があります。

このようなことから清算金につきましては、事業終了後(具体的には換地処分公告時)に一斉に算出し、権利者の皆様にご清算をお願いすることとなります。(清算金の確定は、換地処分の公告があった日の翌日を基準とします。)また権利者(主として私道等の95条6項により換地不交付となった)の方に対する交付もこの時点となります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 従前地の分筆について

本土地区画整理事業施行地区内において、換地処分前に相続等により、従前地の分筆を行なわざるを得ない場合、権利者の皆様の負担が少しでも軽くなるよう、案件によっては施行者として協力できる場合もございますので、事前に当室までご相談ください。よろしくお願いいたします。

ただし、売買等による所有権移転の登記を行うことはできませんので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

内容によって様々なケースが考えられますので、まずは当室までご相談下さい。



## 整備室に新たな職員が加わりました

富士川町との合併に伴い、11月1日付けで新たな職員が加わりました。  
転入職員 工事担当上席技師 望月健司(富士川町建設課より)

これにより、室長以下工事担当5名、換地補償担当4名、臨時職員1名の合計11名で業務に取り組んでいきますので、引き続きよろしくよろしくお願いいたします。

本事業への疑問等がありましたら、新富士駅南地区整備室まで  
(0545-65-7680)お気軽にお問い合わせ下さい。